

令和6年度第2回
船橋市社会福祉審議会

こども誰でも通園制度の概要説明



※こども家庭庁による公式のロゴ

健康福祉局 こども家庭部 保育運営課

「(仮称)こども誰でも通園制度」は、法令上「乳児等通園支援事業」という名称に決定した。
ただし、本資料では「こども誰でも通園制度」と記載。

1. 制度の概要

普段保育園等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育園等への通園を可能とする制度。

対象児童：普段保育園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども

利用可能施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

幼稚園、地域子育て支援拠点、など

利用時間上限：月 10 時間

2. 背景・目的

- ・0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。
- ・こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園制度を創設するもの。

3. 実施スケジュール

①国のスケジュール

令和5年度：一部自治体で試行開始

令和6年度：同上

令和7年度：児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業として制度化

令和8年度：(新たな給付制度として) 全国で本格実施

②市のスケジュール

・令和7年度中に実施予定

令和8年4月の本格実施に向け、令和7年度から試行的に事業を開始していく予定。

・認可のための基準条例を制定

国が定めた設備及び運営に関する基準に基づき、市の条例を制定する必要がある。

・その他

こども家庭庁から提供される最新の情報を注視しつつ、他自治体の先進的な取り組みや課題なども参考にしながら、本市の実情に即した制度設計を進めていく。

4. 船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取について

- 「こども誰でも通園制度」は法的な認可制度となり、私立施設では市の認可が必要である。
- 法令上、認可をする前に、「市町村児童福祉審議会等」への意見聴取が義務付けられている。船橋市では、「船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて、保育所等の認可にかかる意見聴取を行っていることから、こども誰でも通園制度の認可においても同様としたい考え。
- 令和 7 年度の実施に向け、今後の同分科会で、通常の保育所等とは別に、この制度の認可についても審議していただく予定である。